

京都市訓令甲第17号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の出勤簿の整理及び休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

別表第2 20の項中「20」を「21」に改め、同表19の項の次に次の1項を加える。

20	配偶者同行休業	同行 休業
----	---------	----------

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)